

議第 1 号

酒田市教育委員会を実施機関とする情報公開に関する規則
の一部改正について

酒田市教育委員会を実施機関とする情報公開に関する規則の一部を改正する
教育委員会規則を次のように制定する。

令和 5 年 1 月 2 0 日提出

酒田市教育委員会
教育長 鈴木 和仁

酒田市教育委員会を実施機関とする情報公開に関する規則
の一部を改正する教育委員会規則

酒田市教育委員会を実施機関とする情報公開に関する規則（平成 1 7 年教育
委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

本則中「行政情報」を「公文書」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

酒田市情報公開条例の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

酒田市教育委員会を実施機関とする情報公開に関する規則新旧対照表

新	旧
<p>本則</p> <p>酒田市教育委員会が管理する<u>公文書</u>に係る酒田市情報公開条例(平成17年条例第19号)の施行については、酒田市情報公開条例施行規則(平成17年規則第20号)の例による。</p>	<p>本則</p> <p>酒田市教育委員会が管理する<u>行政情報</u>に係る酒田市情報公開条例(平成17年条例第19号)の施行については、酒田市情報公開条例施行規則(平成17年規則第20号)の例による。</p>

議第 2 号

酒田市教育委員会を実施機関とする個人情報保護に関する規則 の一部改正について

酒田市教育委員会を実施機関とする個人情報保護に関する規則の一部を改正する教育委員会規則を次のように制定する。

令和 5 年 1 月 2 0 日提出

酒田市教育委員会
教育長 鈴木 和仁

酒田市教育委員会を実施機関とする個人情報保護に関する規則 の一部を改正する教育委員会規則

酒田市教育委員会を実施機関とする個人情報保護に関する規則（平成 1 7 年教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

本則中「及び特定個人情報」を削り、「酒田市個人情報保護条例(平成 1 7 年条例第 2 0 号)及び酒田市特定個人情報保護条例(平成 2 7 年条例第 3 0 号)」を「個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）及び酒田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 3 0 号）」に、「酒田市個人情報保護条例施行規則(平成 1 7 年規則第 2 1 号)及び酒田市特定個人情報保護条例施行規則(平成 2 7 年規則第 2 5 号)」を「酒田市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和 4 年規則第 4 8 号）その他市長が定める規程」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

個人情報保護に関する法律の改正により、地方公共団体の個人情報保護制度が同法に一元化されたことから、制度改正へ対応させるため、所要の改正を行うものである。

酒田市教育委員会を実施機関とする個人情報保護に関する規則新旧対照表

新	旧
<p>本則</p> <p>酒田市教育委員会が保有する個人情報_____に係る<u>個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び酒田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 30 号）</u>の施行については、<u>酒田市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和 4 年規則第 48 号）</u>その他市長が定める<u>規程</u>の例による。</p>	<p>本則</p> <p>酒田市教育委員会が保有する個人情報及び特定個人情報に係る<u>酒田市個人情報保護条例（平成 17 年条例第 20 号）及び酒田市特定個人情報保護条例（平成 27 年条例第 30 号）</u>の施行については、<u>酒田市個人情報保護条例施行規則（平成 17 年規則第 21 号）及び酒田市特定個人情報保護条例施行規則（平成 27 年規則第 25 号）</u>の例による。</p>

その他（各課等からの報告）【報告事項2】

件名	令和5年度からの学校給食費改定について
担当課	企画管理課（電話26-5773）

【報告の概要】

令和4年12月20日に開催した学校給食運営委員会で協議の結果、令和5年度から小学校及び中学校の学校給食費を以下のとおり改定することとなりましたので報告します。

1 学校給食費改定額（1食あたり）

	現行	改定後	差額
小学校	260円	285円	25円
中学校	305円	330円	25円

参考 目安額※1

		現行	改定後	差額
小学校	平均月額※2	4,727円	5,181円	454円
	年額※3	52,000円	57,000円	5,000円
中学校	平均月額※2	5,490円	5,940円	450円
	年額※3	60,390円	65,340円	4,950円

※1 学校ごとに給食回数や集金回数が異なるため金額は目安です。

※2 平均月額は年額（徴収予定額）を11か月で除した金額です。

※3 年額は給食回数を小学校200回、中学校198回で計算しています。

2 改定時期

令和5年4月から

3 改定理由

学校給食費は、平成26年に改定を行い1食あたり小学校260円、中学校305円の保護者負担により運営を行っております。

現行給食費への改定後も食材費の上昇はありましたが、自校炊飯設備の導入や食材選定、献立の工夫等により食材価格変動による影響を抑制し保護者負担の給食費の価格を9年間据え置いてまいりました。しかし食材価格の高騰が続き、国産品を基本とする食材の調達や地産地消の推進、安全安心で栄養バランスのとれた給食を安定的に供給していくためには、現行の給食費では給食の質や献立の維持が困難となったことから給食費の改定を行うものです。

その他（各課等からの報告）【報告事項3】

件名	学校給食への異物混入について
担当課	企画管理課（電話26-5773）
<p>【報告の概要】</p> <p>令和4年12月8日（木）第二中学校の学校給食で提供した食パンに金属片が混入する事案がありましたので以下のとおり報告します。</p> <p>1 発生の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年12月8日（木）12時50分頃、株式会社庄内給食センターが第二中学校に納入した学校給食において、食パンに金属片（幅約7ミリ）が混入していたもの。2年生の女子生徒が食パンを口に入れたところ違和感があり吐き出したことから、幸い健康被害はなく、他の食パンに異状はみられなかった。 食パンは市内の製造業者が庄内給食センターへ納入したものであり、この日、第二中学校のほか、第一中学校及び第六中学校の給食にも同社が製造した食パンを提供したが金属片混入の報告はなかった。  <p>2 生徒・保護者、報道機関への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校は当該生徒の保護者へ電話でお詫びするとともに、保護者へお詫びの文書配布の対応を行った。 教育委員会は庄内教育事務所、庄内保健所へ通報するとともに、重大事案との認識から議会及び報道機関へ情報提供を行った。 <p>3 原因及び調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年12月9日（金）に庄内給食センターに同行し食パン製造工場へ立入調査を実施。 令和4年12月12日（月）に庄内保健所に同行し再度工場の立入調査を実施。 庄内保健所では、パンの生地を捏ねる工程で使用するミキサーのボール底部と羽根の金属同士の擦れや経年劣化によりボール底部の金属が剥がれてしまったことが異物混入原因の可能性が高いとの見解。 <p>4 今後の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 庄内給食センターでは、令和5年1月以降に使用を予定していた同社製造の食パンは当面の間使用せず、仕入れ先を変更し冷凍食パンに切り替えて対応する。 同社製造の食パンの提供は、改善対策の報告を待ち提供の判断を行う。 	

その他（各課等からの報告）【報告事項4】

件名	令和4年酒田市成人式及び令和5年酒田市二十歳を祝う成人の集いについて
担当課	社会教育文化課

【報告の概要】

令和4年4月30日（土）実施の令和4年酒田市成人式および令和5年1月8日（日）実施の令和5年酒田市二十歳を祝う成人の集いについて、以下のとおり報告します。

1 参加者数・参加率

○令和4年酒田市成人式

日程：令和4年4月30日（土）

	市内在住		市外在住		合計	
	計	参加率	計	参加率	計	参加率
参加者	380名	47.7%	356名	93.9%	736名	62.6%
対象者	797名		379名		1,176名	

○令和5年酒田市二十歳を祝う成人の集い

日程：令和5年1月8日（日）

	市内在住		市外在住		合計	
	計	参加率	計	参加率	計	参加率
参加者	330名	44.5%	374名	94.4%	704名	61.9%
対象者	742名		396名		1,138名	

2 今後の方針

令和5年度以降（平成15年4月2日以降に生まれた方が対象）の式典については、5月4日（みどりの日）に実施することとする。

※令和5年1月8日（令和4年度）の次は令和6年5月4日開催。

令和5年度中の開催はありません。

その他（各課等からの報告）【報告事項5】

件 名	酒田市民会館設置管理条例施行規則の一部改正について
担 当 課	社会教育文化課（電話 2 4 - 2 9 8 2）
<p>【報告の概要】</p> <p>1 改正に至る経過</p> <p>酒田市民会館の運営にあたり、適正化及び利便性の向上を図るため、使用許可申請書及び使用許可(変更・取消し)申請書の提出期限等の改正を行うものです。</p> <p>また、使用許可申請書及び使用許可(変更・取消し)申請書等について、電子申請を見据えた様式に改正を行うものです。</p> <p>2 主な改正の内容</p> <p>(1) 使用許可申請書提出期限の改正（第2条関係別表）</p> <p>使用許可申請書の提出期限について、これまで使用期日の10日前までと規定していましたが、大ホール又は小ホールを使用する際の提出期限を40日前までとし、練習室や会議室等を使用する際の提出期限を3日前までに改正するものです。</p> <p>(2) 使用許可(変更・取消し)申請書提出期限の改正（第3条関係別表）</p> <p>使用許可(変更・取消し)申請書の提出期限について、これまで使用期日の3日前までと規定していましたが、大ホール又は小ホールを使用する際の提出期限を40日前までとし、楽屋や附属設備等を使用する際の提出期限を使用期日までに改正するものです。</p> <p>(3) 市民会館使用許可申請書・市民会館使用許可(変更・取消し)申請書・市民会館使用許可書の改正（様式第1号、様式第2号、様式第3号）</p> <p>使用許可申請書、使用許可(変更・取消し)申請書について、電子申請を見据えた様式に改正するとともに、申請書内に後納申請欄を設けることで、使用料後納申請書（様式第4号(第4条関係)）を削除するものです。</p> <p>(4) 使用料を後納させることができる特別の事由の追加（第4条関係）</p> <p>楽屋又は附属設備の使用について、使用時に変更が生じる場合が多いため、使用料を後納させることができる事由に追加するものです。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和5年4月1日</p> <p>4 その他</p> <p>新旧対照表を参照</p>	

酒田市民会館設置管理条例施行規則の一部を改正する規則

酒田市民会館設置管理条例施行規則（平成17年規則第177号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「使用期日10日前まで」を「別表第1に定める提出期限までに」に改める。

第3条中「使用期日の3日前まで」を「別表第1に定める提出期限までに」に改める。

第4条第1項を削り、同条第2項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加え、同項を同条第1項とする。

(2) 条例別表に規定する楽屋又は附属設備を使用するとき（楽屋又は附属設備の使用料に限る。）。

第4条第3項中「酒田市民会館使用料後納申請書（様式第4号）を」を「第2条の手続の際、酒田市民会館使用許可申請書に必要事項を記入した上で、」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第5条中「別表の」を「別表第2の」に改める。

第6条第2項中「様式第5号」を「様式第4号」に改める。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条第6号中「所定の場所以外」を「会館敷地内」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（使用料の返還）

第7条 条例第13条第3号の規定による使用料の返還は、第3条に規定する使用の変更又は取消しの手続によるものとし、市長の承認を受けなければならない。

附則第3項中「同条」を「別表第1」に改める。

別表を別表第2とし、附則の次に次の別表を加える。

別表第1（第2条、第3条関係）

区分	酒田市民会館使用許可申請書提出期限	酒田市民会館使用許可（変更・取消し）申請書提出期限
大ホール、小ホール	使用期日の40日前	使用期日の40日前。ただし、市長が特に認めたときは、使用期日の3日前とすることができる。

楽屋 1 ～ 7		使用期日の当日
練習室 1 ～ 3、 会議室、託児室	使用期日の 3 日前	使用期日の 3 日前
附属設備	使用期日の 3 日前（大ホール又は小ホールで行う催事で使用する附属設備は使用期日の 40 日前）	使用期日の当日

様式第 1 号から様式第 3 号までを次のように改める。

様式第4号を削り、様式第5号を様式第4号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第2条第1項、第3条、第4条及び第7条並びに別表第1の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる酒田市民会館の使用許可の申請について適用し、施行日前にされた酒田市民会館の使用許可の申請については、なお従前の例による。

酒田市民会館設置管理条例施行規則新旧対照表

新	旧
<p>本則</p> <p>(使用の手続)</p> <p>第2条 酒田市民会館(以下「会館」という。)を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、酒田市民会館使用許可申請書(様式第1号)を別表第1に定める提出期限までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用の変更又は取消し)</p> <p>第3条 使用許可の変更をしようとするとき、又は使用許可を取り消そうとする者は、酒田市民会館使用許可(変更・取消し)申請書(様式第3号)を別表第1に定める提出期限までに市長に提出しなければならない。</p> <p>(使用料の納付)</p> <p>第4条 (削る)</p> <p>1 条例第11条ただし書の規定により使用料を後納させることができる特別の事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>条例別表に規定する楽屋又は附属設備を使用するとき(楽屋又は附属設備の使用料に限る。)</u>。</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長がやむを得ない理由があると認めたとき。</u></p>	<p>本則</p> <p>(使用の手続)</p> <p>第2条 酒田市民会館(以下「会館」という。)を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、酒田市民会館使用許可申請書(様式第1号)を<u>使用期日10日前まで</u>市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用の変更又は取消し)</p> <p>第3条 使用許可の変更をしようとするとき、又は使用許可を取り消そうとする者は、酒田市民会館使用許可(変更・取消し)申請書(様式第3号)を<u>使用期日の3日前まで</u>市長に提出しなければならない。</p> <p>(使用料の納付)</p> <p>第4条 <u>会館の使用料は、申請者が会館の使用の許可を受けたときに納付しなければならない。</u></p> <p>2 条例第11条ただし書の規定により使用料を後納させることができる特別の事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、市長がやむを得ない理由があると認めたとき。</u></p>

<p>2 条例第 11 条ただし書の規定により使用料の後納の承認を受けようとするときは、<u>第 2 条の手続の際、酒田市民会館使用許可申請書に必要事項を記入した上で、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(附属設備の使用料)</p> <p>第 5 条 条例別表に規定する附属設備の使用料の額は、<u>別表第 2 のとおりとする。</u></p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>2 使用料の減免を受けようとする者は、<u>酒田市民会館使用料減免申請書(様式第 4 号)</u>を市長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(使用料の返還)</p> <p>第 7 条 <u>条例第 13 条第 3 号の規定による使用料の返還は、第 3 条に規定する使用の変更又は取消しの手続によるものとし、市長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>(使用上の遵守事項)</p> <p>第 8 条 使用者は、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>会館敷地内</u>で喫煙し、又はさせないこと。</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>(その他)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p>	<p>3 条例第 11 条ただし書の規定により使用料の後納の承認を受けようとするときは、<u>酒田市民会館使用料後納申請書(様式第 4 号)</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(附属設備の使用料)</p> <p>第 5 条 条例別表に規定する附属設備の使用料の額は、<u>別表のとおりとする。</u></p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>2 使用料の減免を受けようとする者は、<u>酒田市民会館使用料減免申請書(様式第 5 号)</u>を市長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(使用上の遵守事項)</p> <p>第 7 条 使用者は、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>所定の場所以外</u>で喫煙し、又はさせないこと。</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>(その他)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p>
--	--

(新型コロナウイルス感染症に係る使用の変更又は取消しの申請書の提出期限の特例)

- 3 当分の間、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)及びそのまん延防止のための措置の影響により、申請者が使用の変更又は取消しをしようとする場合における第3条の規定による酒田市民会館使用許可(変更・取消し)申請書の提出期限は、別表第1の規定にかかわらず、使用期日の当日とする。

別表第1(第2条、第3条関係)

区分	酒田市民会館使用許可申請書提出期限	酒田市民会館使用許可(変更・取消し)申請書提出期限
大ホール、小ホール	使用期日の40日前	使用期日の40日前。ただし、市長が特に認めたときは、使用期日の3日前とすることができる。
楽屋1~7		使用期日の当日
練習室1~3、会議室、託児室	使用期日の3日前	使用期日の3日前
附属設備	使用期日の3日前(大ホール又は小ホールで行う催事で使用する附属設備は使用期日の40日前)	使用期日の当日

(新型コロナウイルス感染症に係る使用の変更又は取消しの申請書の提出期限の特例)

- 3 当分の間、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)及びそのまん延防止のための措置の影響により、申請者が使用の変更又は取消しをしようとする場合における第3条の規定による酒田市民会館使用許可(変更・取消し)申請書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、使用期日の当日とする。

(新設)

<p><u>別表第2(第5条関係)</u> (表は省略)</p> <p>様式第1号(<u>第2条、第4条関係</u>) 酒田市民会館使用許可申請書 [別紙参照]</p> <p>様式第2号(第2条関係) 酒田市民会館使用許可書 [別紙参照]</p> <p>様式第3号(<u>第3条、第7条関係</u>) 酒田市民会館使用許可(変更・取消し)申請書 [別紙参照]</p> <p>(削る)</p> <p>様式第4号(第6条関係) 酒田市民会館使用料減免申請書 [別紙参照]</p>	<p><u>別表(第5条関係)</u> (表は省略)</p> <p>様式第1号(<u>第2条関係</u>) 酒田市民会館使用許可申請書 [別紙参照]</p> <p>様式第2号(第2条関係) 酒田市民会館使用許可書 [別紙参照]</p> <p>様式第3号(<u>第3条関係</u>) 酒田市民会館使用許可(変更・取消し)申請書 [別紙参照]</p> <p>様式第4号(<u>第4条関係</u>) <u>酒田市民会館使用料後納申請書</u> [別紙参照]</p> <p>様式第5号(第6条関係) 酒田市民会館使用料減免申請書 [別紙参照]</p>
---	---

件 名	酒田市文化芸術推進審議会の答申について
担 当 課	社会教育文化課（電話 2 4 - 2 9 8 2）
【報告の概要】 令和 4 年 10 月 28 日付けで酒田市文化芸術推進審議会より、酒田市教育委員会より諮問した内容について、答申がありましたので報告します。 1 諮問内容 「酒田市文化芸術推進計画に基づく事業評価について」 2 答申内容 別添「答申書」のとおり	

令和5年1月13日

酒田市教育委員会
教育長 鈴木 和 仁 様

酒田市文化芸術推進審議会
会 長 中 川 幾 郎



酒田市文化芸術推進計画に基づく事業評価について（答申）

令和4年10月28日付け酒教社発第282号で酒田市教育委員会から諮問のありました標記の件につきまして、当審議会では審議を行った結果、意見が集約されましたので、別添のとおり答申します。

答 申 書

1 事業運営について

文化芸術関連事業について、すべての市民に等しく文化芸術にふれる機会を提供するという意味において、おおむね酒田市文化芸術推進計画（以下「計画」という。）に基づいた事業実施の前進が一定程度図られてきたことは評価できる。

今後も、この取り組みを一層強化、継続するとともに、酒田市文化芸術基本条例の基本理念が、まちづくり、産業、観光、福祉、教育等、市内の部署を越えた全庁的な事業に浸透するように市内連携組織の確立と体制の拡充、整備にさらに努めること。

また、事業の実施にあたっては、市民、文化芸術団体、学校、事業者等、相互の交流及び連携強化を行い、文化施設を活用しながら、生涯学習や伝統文化など郷土愛を醸成するような幅広い事業展開を全庁的に実施するよう努めること。特に、障がい者、就学前の子ども、小中学校の児童・生徒、外国人、高齢者、一人暮らしの人などを対象とした、身体的、経済的、時間的、社会関係的な格差を考慮した文化・芸術供給機会提供の強化を図るとともに、併せてそのための、障がい者施設、幼稚園、保育所、認定こども園及び小学校、中学校などとの連絡調整機能の整備、確立に努めること。

2 文化芸術活動を支える人材の育成について

将来にわたり地域に根づく文化芸術活動を推進するため、市民、文化芸術団体、事業者、教育機関、福祉機関、行政の相互調整を図り幅広い分野で活動する人材が必要である。特に、前記1に掲げる各機関、組織との間に立って調整できる人材、組織が不可欠となる。地域に根差したこれらの人材資源の確保と調整機能の確立のため、この役割を担える市民コーディネーターの発掘と育成に努めること。

3 評価等の見直しについて

文化芸術関連事業の評価指標の達成度、効果等については、行政内部による事務事業評価である、経費（コスト）評価と事業量（アウトプット）評価を、事業カード化して客体化し、事業効果の有効性に着目した政策評価を行う必要がある。この政策評価（有効性評価）は、文化芸術審議会が毎年度、責任ある外部評価機関として参画し、計画に記載された指標の妥当性の検証とともに、政策の有効性を検討・評価するものである。従ってその評価結果を次年度以降の事業展開に反映できるよう、文化芸術審議会の開催時期や評価方法についても検討を行うこと。

また、計画について、計画策定から5年が経過しているため、これまでの評価を受けて、適切な目標数値の見直しについて検討を行うこと。

その他（各課等からの報告）【報告事項 7】

件 名	白崎資金スポーツ優秀選手表彰について													
担 当 課	スポーツ振興課（電話 4 3 - 6 6 5 1）													
【報告の概要】														
<p>1 白崎資金の概要について</p> <p>白崎資金は、かつて市内で開業していた医師、故白崎重弥先生のご厚意により設けられたもので、白崎先生の遺志に基づき、スポーツで優秀な成績を残した選手の表彰を昭和 55 年から行っているものです。</p> <p>（根拠：白崎資金スポーツ優秀選手表彰に関する要綱）</p>														
<p>2 表彰対象者について</p> <p>(1) 小学生／県大会以上で優勝</p> <p>(2) 中学生／東北大会以上で優勝</p> <p>(3) 高校生・大学生・一般／国体・インターハイ等の全国大会で優勝、オリンピック・アジア大会等国際大会への出場</p>														
<p>3 受賞者の決定について（令和 5 年 1 月 20 日現在）</p> <p>表彰審査会（令和 5 年 1 月 17 日開催）において以下のとおり決定した。</p> <p>（審査会以降に各団体等より推薦された候補者については、教育次長の決裁を経て、受賞者として決定する。）</p> <p>(1) 全国大会優勝／5 名（中学生 1 名、高校生 3 名、大学生 1 名）</p> <p>(2) 東北大会優勝／1 名（中学生 1 名）</p> <p>(3) 県大会優勝 /84 名（小学生 84 名）</p> <hr/> <p style="text-align: center;">合計／90 名</p>														
<p>＜参考：受賞者数の推移＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R01 年度</th> <th>R02 年度</th> <th>R03 年度</th> <th>R04 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受賞者数</td> <td>89 人</td> <td>19 人</td> <td>76 人</td> <td>90 人</td> </tr> </tbody> </table>					年度	R01 年度	R02 年度	R03 年度	R04 年度	受賞者数	89 人	19 人	76 人	90 人
年度	R01 年度	R02 年度	R03 年度	R04 年度										
受賞者数	89 人	19 人	76 人	90 人										
<p>4 表彰式について</p> <p>(1) 日時／令和 5 年 2 月 25 日（土）午前 10 時～11 時（予定）</p> <p>(2) 場所／酒田市公益研修センター ホール（飯森山三丁目 5-1）</p> <p>◆スポーツ協会表彰式と合同開催を予定しております。（※昨年度は庄内地域における「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、表彰式中止。今年度が初の合同開催。）</p> <p>◆市議会議長、教育長、教育委員、審査会委員のみなさまにはプレゼンターとして、受賞者へメダルの授与をお願いします。</p> <p>◆酒田市主催のスポーツ優秀選手の表彰事業は今年度で最後になります。</p>														